

**憲 法** (配点 60 点)

【出題趣旨】

夫婦別姓訴訟は、社会的にも大きな注目を集めた裁判ではあるが、学部段階での学修到達度で、適切な憲法論を構築することは容易ではないと想定される。そこで、問題文において 13 条違反、14 条 1 項違反、24 条違反の 3 つの主張を示すと共に、設問において制度形成に関わる立法裁量が問題となることを示す見解を挙げることで、憲法規範に関する基礎的な理解と、論理的思考力、文章表現力を問うこととしたものである。

設問 1 に挙げた見解は、平成 27 年大法廷判決の寺田裁判官補足意見で示された見解の要点を示したものである。解答としては、①この見解を否定すべく、「人権」にかかわる問題であるから、広い立法裁量は認められるべきではない、あるいは、②この見解を肯定すべく、婚姻の「制度」にかかわる問題であるから、広い立法裁量が認められるべきである、というような解答が想定されるが、評価の対象となるのは、このような見解の根拠に対する理解、そして、見解の当否についての意見の説得力である。結論としては、賛否いずれであっても、それ自体は評価に差は設けない。

設問 2 については、まず、問題文に示された主張①から主張③の意味を正しく理解し、主張① (13 条違反) については氏名についての利益 (人格権) の憲法上の位置づけ、主張② (14 条 1 項違反) については形式的平等と差別的取扱いの有無、主張③ (24 条) については婚姻の自由の保障の憲法上の根拠について、それぞれ適切に論じることが求められる。

その上で、本件各規定の憲法適合性について、説得力のある論述ができているかどうかの評価の対象となる。結論は、合憲、違憲のいずれでも、それ自体は評価に差は設けない。

最高裁判例を踏まえた議論が適切になされている答案、設問 1 との繋がりを意識して「制度」と「人権」との関係について適切な理解が示されている答案は積極的に評価する。

以上